

○防衛省告示第二百五十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和五年十二月二十二日次のとおり決定された。

令和五年十二月二十六日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	土地…約一五、〇〇〇平方メートル	
			国有	建物…約一、〇〇〇平方メートル	
			国有	工作物…水道等	

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年一月十五日から同年

二月四日までの間

陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約九〇〇平方メートル

建物…約一、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年一月十六日から同年

二月四日までの間

一〇六七 北海道・千歳演習場 恵庭市

国有

国有

国有

一〇七〇 釧路駐屯地

北海道釧路郡釧路町 国有

陸上自衛隊南恵庭駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約九六〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…年約六週間

陸上自衛隊釧路駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

一〇七七 丘珠駐屯地

札幌市

国有

土地…約九五、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約一、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和六年一月十六日から同年

二月四日までの間

陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は、

地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約八二〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

一〇八一

倶知安高嶺演習場

北海道虻田郡倶知安町

国有

設置期間

陸上自衛隊俱知安駐屯地の施設の一部分を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇二〇 金武ブルー・ビーチ 沖縄県国頭郡金武町 国有

訓練場

工作物… 囲障等

囲障等として工作物を追加提供する。

◎新規提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係

三〇三五 習志野演習場 船橋市、八千代市 国有

摘 要

土地…約一、〇七六、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約一一、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

空挺降下用地等として新規提供する。

使用期間…令和六年一月二日から同月十

二日までの間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊

習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定

第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域

として提供する。提供期間中は、地位協

定の関連ある条項が適用される。